

和解条項（案）

1. 被告は、原告に対し、本件和解金として80万円の支払義務があることを認める。
2. 被告は、原告に対し、前項の金員を令和〇年〇月〇日限り、〇〇銀行〇〇支店の「〇〇」名義の普通預金口座（口座番号〇〇）に振り込む方法により支払う。
3. 被告が前項の金員の支払を怠ったときは、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する前項の支払期限の翌日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金を支払う。
4. 原告は、その余の請求を放棄する。
5. 原告及び被告は、本件に関し原告と被告との間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
6. 訴訟費用は各自の負担とする。

黒須法律事務所

〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-13-7 三栄ビル 5階 A号室

TEL : 03-3226-0255 FAX : 03-3226-0256